



飯山市
プレスリリース

飯山市役所 総務部 事業戦略課 情報政策係
住所：飯山市大字飯山1110-1
Tel：0269-67-0724（課代表） Fax：0269-62-5990
E-mail：senryaku@city.iiyama.nagano.jp

令和5年（2023年）10月2日発信

報道関係者 各位

大阪市×飯山市 姉妹都市提携50周年記念事業 ロゴマークを募集します

大阪市と飯山市は、1974年12月6日に「スポーツ交流スキー姉妹都市宣言」を交わしてから、2024年（令和6年）で50周年の節目を迎えます。

大阪市と飯山市で現在、準備を進めております記念事業を盛り上げ、相互の機運を高めていくためのロゴマークを募集します。

記

1. 募集期間 令和5年10月1日（日）から11月20日（月）17:00まで
2. その他詳細 別紙の募集要項をご覧ください。

<担当課>

飯山市 経済部 商工観光課
（課長）小野 幸司 （担当者）小野沢 崇
住所：飯山市大字飯山1110-1
電話：0269-67-0731（課代表）
ファクシミリ：0269-62-6221
電子メール：shoukan@city.iiyama.nagano.jp

「大阪市×飯山市 姉妹都市提携 50 周年記念事業 ロゴマーク」 募集要項

1 趣旨

大阪市と飯山市は、1974 年 12 月 6 日に「スポーツ交流スキー姉妹都市宣言」を交わしてから、2024 年で 50 周年の節目を迎えます。これに向けて大阪市と飯山市で現在、準備が進められている記念事業を盛り上げ、相互の機運を高めていくためのロゴマークを募集します。

2 使用目的

募集するロゴマークは、両市および関連する団体が制作するポスターやパンフレット等の印刷物、特設ホームページ、ノベルティグッズをはじめ、市民等による活動などにおいて、広く活用します。

3 募集内容

- ・ 「大阪市×飯山市 姉妹都市提携 50 周年記念事業」と一体的に使用するロゴマークを募集します。
- ・ 別紙（参考資料）の内容を確認し、「大阪市×飯山市 姉妹都市提携 50 周年記念事業」の意図や両市の特徴を踏まえた上で応募してください。

4 募集期間

令和 5 年 10 月 1 日（日）から 11 月 20 日（月） 17 時 00 分まで

※ 郵送の場合は 11 月 20 日（月）必着とします。

※ 電子メールの場合は 11 月 20 日（月） 17 時 00 分まで受け付けます。

5 賞

- ・ 最優秀賞（1 点） 飯山市の特産品詰め合わせセット
- ・ 優秀賞（10 点以内） 飯山市の米 10kg

6 応募資格

どなたでも応募できます。（年齢、居住地、プロ・アマ等は問いません。）

7 応募規定

- （1） 応募作品は、1 人何点でも応募可能とします。ただし、応募用紙 1 枚につき 1 作品の応募とします。複数応募する場合は、応募用紙と作品の組み合わせが分かるようにしてください。また、同一作品による複数の応募はできません。
- （2） 企業・グループでの応募も可能ですが、その場合は代表者 1 名を決め、その方が応募の手続きを行ってください。
- （3） 応募作品は、自作で未発表のものとし、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものに限ります。
- （4） 応募に要する費用（デザイン費・郵送費等）は応募者の負担とします。
- （5） 応募作品は返却いたしません。

8 デザイン仕様

(1) サイズ

- ・サイズは自由としますが、A4 サイズ (210mm×297mm) を推奨します。
- ・縦横比は自由ですが拡大・縮小にも対応できるデザインとしてください。
- ・最小使用サイズは、縦または横幅 1cm 程度を想定していますので、そのサイズでも見やすくなるよう配慮してください。

(2) 色

- ・自由とします。ただし、フルカラー・モノクロ・単色で使用する場合がありますことを考慮してください。

(3) 構成

- ・図形 (シンボルマーク) と文字 (ロゴタイプ) を組み合わせた文字図形一体型のロゴマークとしてください。
- ・なお、文字 (ロゴタイプ) は「大阪市×飯山市 姉妹都市提携 50 周年記念事業」を使用することとし、ひらがな、漢字、記号の表記は変更しないでください。

(4) データ

- ・電子データで応募する場合、ファイル形式は JPEG 又は PDF とします。
- ・データ容量は 4MB 以内、解像度は 350dpi 程度としてください。

9 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募作品とあわせて電子メールまたは郵送によりご応募ください。FAX での応募は受け付けません。

(1) 電子メールの場合

- ・電子メールの件名を「ロゴマーク応募」とし、応募用紙と応募作品のデータを添付のうえ、下記応募先あて送信してください。

(2) 郵送の場合

- ・応募用紙と応募作品 (紙又はデータを保存した電子媒体 (CD-R 推奨)) を下記応募先へ郵送してください。

10 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

- ・応募作品の中から、大阪市、飯山市において受賞作品を決定します。

(2) 選考基準

- ・「大阪市×飯山市 姉妹都市提携 50 周年記念事業」の魅力が感じられるデザインであること
- ・オリジナリティがあること

11 結果発表

令和 6 年 1 月頃に発表予定です。

なお、発表前に受賞者には直接通知のうえ、ホームページ等で公表します。

12 著作権等に関する事項

(1) 受賞作品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、その他の一切の権利は大阪市、飯山市に帰属するものとし、受賞者は当該作品に関し、著作権人格権を主張することはできません。

(2) 下記の場合、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。

ア 公序良俗に反する場合

イ 応募内容に虚偽の記載をした場合

ウ 受賞作品が既発表のものと同じもしくは酷似している場合

エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合

オ 法令または本要項に反する場合

(3) 受賞作品について、第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己の責任と費用において解決を図るものとし、大阪市、飯山市は一切の責任を負いません。

(4) 受賞作品は、使用するうえで加筆等の変更を含む必要な修正を行う場合があります。

1 3 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報は、応募作品の選定、選定結果の通知、受賞作品の発表等、本事業に関する用途以外の目的には使用しません。

(2) 受賞者発表の際には、受賞作品とともに受賞者の住所（市区町村名まで）、氏名（雅号可）、作品の説明等を公表します。また、受賞者の情報は大阪市、飯山市ホームページなどで公開する場合があります。

1 4 その他の留意事項

- ・ご応募に対する受付通知はいたしません。
- ・選考過程や選考結果に関する問合せには対応できません。
- ・結果発表までの間は、応募作品を他者に公表しないでください。
- ・提出後に応募作品を修正することはできません。
- ・紙媒体でご応募いただいた作品は、電子データ化して使用します。
- ・絵柄（シンボルマーク）と文字（ロゴタイプ）をそれぞれ単体で使用する（例えば、シンボルマークのみを使用する）場合があります。
- ・応募用紙の提出をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。（複数人での応募の場合は、制作に関わった全員の同意をいただいたものとみなします。）

1 5 応募先・問い合わせ先

飯山市役所商工観光課

- ・住 所：〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1
- ・電 話：0269-67-0731
- ・メール：shoukan@city.iiyama.nagano.jp

1 両市の特徴

(1) 飯山市は・・・

飯山市は、長野県内で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、西に関田山脈・東に三国山脈が走る南北に長い地形をもっており、南西部には斑尾高原、北西部には鍋倉山、東部には北竜湖などがあり、多くの自然資源に恵まれた地となっています。

主要交通網として道路は国道 117 号・292 号・403 号が市内を走り、鉄道は、平成 27 年 3 月に開業した北陸新幹線と長野市から新潟県十日町方面へ JR 飯山線が停車する「飯山駅」を中心にまちづくりがされています。

飯山市の特徴として、四季の変化とその折々の景観の豊かさがあげられます。

特に冬は日本でも有数の豪雪地帯として、平地で 1m40cm、山間部では 3m50cm ほどの積雪により 1 年の約 3 分の 1 の期間は一面銀世界です。厳しい冬を超えた植物たちが一斉に芽吹く春、市を囲う山々と広大な田んぼから緑を感じることができる夏、昼夜の寒暖差が大きくなる秋にはさまざまな色の紅葉を楽しむことができます。

(2) 大阪市は・・・

大阪府の府庁所在地及び最大の都市で、人口は約 275 万人にもなる経済・文化・交通の中心都市です。

国の登録文化財にも指定されている現在の大阪城は昭和 6 年に復興された 3 代目のもので、「大阪城天守閣」という名前の歴史博物館として豊富な文化財を収蔵・公開しています。

令和 7 年度には大阪市此花区の夢洲(ゆめしま)において「日本国際博覧会(大阪・関西万博)」の開催が予定されており、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに世界各地から人々・技術が集います。

(3) 大阪市×飯山市

協定を結んだ当時の大島大阪市長と春日飯山市長が会議などで会談するうちに、過密に悩む大阪市民に、飯山市の豊かな自然を提供、スキーを柱とした両市の交流を進めていこうとしたことがきっかけと言われます。

昭和 49 年 12 月 6 日に「スポーツ交流スキー姉妹都市宣言」を交わしその後、多くの大阪市民の方々が飯山市にスキーに訪れ、市民交流が行われてきました。

平成 28 年 9 月 25 日には、「市民交流姉妹都市宣言」を交わし、それまでの提携よりさらに幅広い市民交流へと拡充し、市民同士の交流が行われています。